令和５年度千葉市都市公園施設の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）スポーツクラブＮＡＳ株式会社（以下「乙」という。）とは、令和３年３月２４日付けで発注者受注者間にて締結した千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第４８条第３項の規定に基づき、令和５年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　本協定の期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

（対象となる管理施設）

第２条　本協定による指定管理料の対象となる管理施設は、基本協定第５条及び令和３年３月２４日付けで締結した「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「変更協定書」という。）に規定する管理施設のうち、千葉公園水泳プール・体育館、幸町公園水泳プール、みつわ台第２公園野球場・庭球場・水泳プール、古市場公園野球場・庭球場・水泳プール、有吉公園野球場・庭球場・水泳プール、稲毛海浜公園野球場・球技場・庭球場・稲毛屋内運動場、袖ヶ浦第４緑地庭球場、花島公園球技場・庭球場・体育館・トレーニング室・弓道場、犢橋公園野球場、及び昭和の森球技場・庭球場とする。

（指定管理料の額）

第３条　基本協定第４８条第１項に規定する指定管理料（以下「年次指定管理料」という。）の額は、２６４，９３４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第４条　基本協定書第４９条に規定する端数の処理については、５月分から翌年３月分までの１月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は１円未満を切り捨て、４月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。

２　基本協定第５１条第４項に規定する前金払は、乙の申請により甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができるものとする。

３　前項の規程により前金払をした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する年次指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を同条の年次指定管理料の額とみなして、第１項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

（利益等の還元方法）

第５条　基本協定第７２条第３項で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

（疑義等の決定）

第６条　本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和５年　４月　１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　　神　谷　　俊　一

乙　東京都千代田区丸の内１丁目８番１号
スポーツクラブＮＡＳ株式会社
代表取締役社長　　柴　山　　良　成